

# 広島県林業事業体改善計画認定要領

制定	平成 9 年 10 月 8 日
一部改正	平成 17 年 8 月 9 日
全面改正	平成 23 年 5 月 31 日
一部改正	令和 3 年 7 月 16 日

## 第1 目的

この要領は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成 8 年法律第 45 号。以下「法」という。）に基づき、事業主が策定する労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化、その他の事業の合理化を一體的に図るために必要な措置についての計画（以下「改善計画」という。）の認定について、関係法令等に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 改善計画の作成

### 1 改善計画の種類

事業主は、次のいずれかの方式により改善計画を作成するものとする。

- (1) 事業主が単独で行う改善計画
- (2) 複数の事業主が共同で行う改善計画
- (3) 単独の事業主と広島県林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）が共同で行う改善計画
- (4) 複数の事業主とセンターが共同で行う改善計画

### 2 改善計画の期間

改善計画の実施期間は、5 年とする。

### 3 改善計画の内容

改善計画の記載事項は次のとおりとする。

- (1) 改善措置の目標
- (2) 改善措置の内容
- (3) 改善措置の実施時期
- (4) 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (5) その他

## 第3 改善計画の認定申請

認定を受けようとする事業主は、次の書類を知事に申請するものとする。

なお、申請に当たっては、林業課へ書類を提出するものとする。ただし、センターと共に改善計画を申請する場合は、センターから林業課へ書類を提出するもの

とする。

(1) 単独の改善計画

- |           |         |
|-----------|---------|
| ア 計画認定申請書 | (様式 1 ) |
| イ 改善計画書   | (様式 2 ) |

(2) 共同の改善計画

- |             |         |
|-------------|---------|
| ア 共同計画認定申請書 | (様式 3 ) |
| イ 共同改善計画書   | (様式 4 ) |
| ウ 改善計画書     | (様式 2 ) |

## 第4 改善計画の認定

### 1 認定基準

知事は、第3による認定の申請があった場合、その計画が基本計画及び別表1の認定基準に適合し、計画に基づく改善措置を履行する意欲と能力を有するものであることが認められた場合は、認定を行うものとする。

### 2 認定の通知

知事は、改善計画を認定したときは、認定事業主に様式5「改善計画認定通知書」により通知を行うとともに、様式6「改善計画認定通知書」により、センター、事業所の所在地を管轄する森林管理署及び農林水産事務所（農林事業所）（以下「関係機関」という。）に通知を行うものとする。

## 第5 改善計画の変更

### 1 変更申請の基準

改善計画の変更を要する場合は次のとおりとする。

- (1) 改善措置の目標を変更する場合（ただし、事業規模の拡大及び労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年度（会計処理上、暦年を採用している事業主の場合には、暦年とする。以下この項において同じ。）の改善措置の計画量に対する3割を超えない範囲内の事業実行に伴う増減については、この限りではない。）

- (2) 改善措置の項目を追加する又は廃止する場合

- (3) 共同改善計画に参加する事業主の数が増加する又は減少する場合

- (4) 改善計画の実施期間を変更する場合

- (5) 改善措置の実施時期を変更する場合（ただし、事業年度を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。）

- (6) 改善措置の実施に係る資金計画について、「改善計画認定申請書」の各内訳の設備投資額が概ね3割を超えて変更する場合

## 2 変更申請の方法

改善計画を変更しようとする認定事業主（センターとの共同改善計画にあっては、センターとする。以下同じ。）は、様式7「改善計画変更認定申請書」に所要の添付書類を添えて知事に申請するものとする。

## 3 変更の認定

知事は、改善計画の変更の認定をしたときは、認定事業主に様式9「改善計画変更認定通知書」により通知を行うとともに、様式10「改善計画変更認定通知書」により関係機関に通知を行うものとする。

## 4 軽微な変更

第5の1に定める事項以外の軽微の変更については、様式8「改善計画変更届出書」を提出し、その受理をもって変更の認定に代えることができるものとする。

# 第6 改善計画の認定の取消し

## 1 県の指導

知事は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、認定事業主等に対し、当該計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。

## 2 認定の取消し

知事は、別表1に定める事業主の要件を満たさなくなったと認められる場合、又は、認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合は、当該改善計画の認定を取り消すことができるものとする。

## 3 取消しの通知

知事は、改善計画の認定を取り消したときは、認定事業主に様式11「改善計画認定取消通知書」により通知を行うとともに、様式12「改善計画認定取消通知書」により関係機関に通知を行うものとする。

# 第7 改善計画実施状況報告

## 1 毎年度の事業実施状況の報告

認定事業主は、毎事業年度の実施状況について、様式13「改善措置実施状況報告」により、当該報告に係る事業年度の終了後3月を超えない日までにセンターに提出するものとする。

## 2 計画終了後の結果報告

認定事業主は、認定計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく、雇用管理及び事業に関する状況について、様式14「改善措置実施結果報告」及び認定計画

に朱書きで実績を加えたものをセンターに提出するものとする。

### 3 県への報告

センターは、「改善措置実施状況報告」及び「改善措置実施結果報告」等を取りまとめて知事に報告するものとする。

## 第8 その他

この要領の定めるもののほか、改善計画の認定等に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

別表 1

項目	認定基準
事業主の要件	<p>① 林業労働者を雇用して森林施業を行っており、次のいずれかに該当する事業主</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者が組織する団体</li><li>b 造林業、育林業又は素材生産業を営む者</li><li>c bに掲げる者の組織する団体</li><li>d 造林又は育林の事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人</li></ul> <p>② 原則として、継続して1年以上の造林、保育、伐採その他の森林施業の実績を有すること</p> <p>③ 次のいずれにも該当しない者であること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a 業務に関連して法律に違反し、代表役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である</li><li>b 業務に関連して法律に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われるべと認められない者である</li><li>c 国、都道府県又は市町から入札参加資格の指名停止を受けている者である</li><li>d その他改善措置を適切に行うことができない又は改善措置の履行に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である</li></ul>
雇用の要件	<p>① 常用の林業作業現場職員を5人以上雇用又は計画期間内に5人以上雇用すること</p>

	<p>② 雇用管理者を選任していること</p> <p>③ 書面による雇用契約を行っていること</p> <p>④ 就業規則を定め、労働基準監督署へ届けていること</p>
雇用管理の改善	<p>① 常用の林業作業現場職員の増加が計画期間内に1割以上であること</p> <p>② 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、各種年金については、法律に定める加入を行う計画であること 退職金共済制度に積極的に加入する計画であること</p> <p>③ 労働時間の短縮や労働強度の軽減等労働環境の改善を図る計画であること</p> <p>④ センターが事業主から委託を受けて労働者の募集を行う場合には、その募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ林業労働者の利益に反しないものであること</p> <p>⑤ 林業作業現場職員の人材育成が図られている計画であること</p>
事業の合理化	<p>① 素材生産の労働生産性が計画期間内に概ね2割以上向上すること。ただし、現状の労働生産性が、主伐 11 m<sup>3</sup>/人日以上、又は、間伐 8 m<sup>3</sup>/人日以上の場合は、現状以上とすること</p> <p>② 素材生産の年間事業量が、計画期間内に概ね2割以上増加すること。ただし、現状の年間事業量が 5,000 m<sup>3</sup>以上の場合は、現状以上とすること</p> <p>③ 事業量の安定確保のための取組が計画されていること</p>
資金の調達	上記改善措置を確実に実施するための必要な資金の額及びその調達方法が適切に明示されていること

## 附則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年7月1日から適用する。

## 附則

1 この要領は、令和3年8月1日から適用する。